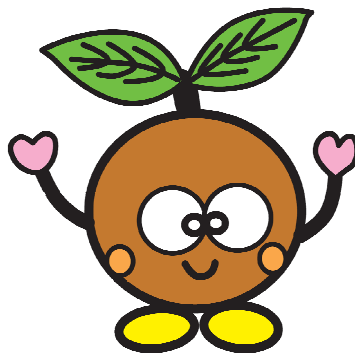


概要版

# 宇治田原町 子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年度～平成 31 年度

子どもはまちの未来 みんなで育む うじたわらっ子



平成 27 年 3 月  
宇治田原町

## 計画の概要

### 計画策定の背景と趣旨

日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、平成 24 年8月に制定された「子ども・子育て支援法」に基づいた「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年4月に本格スタートします。

これまで本町では、平成 17 年3月に「宇治田原町次世代育成支援行動計画」を策定し、平成 17 年度から平成 26 年度までを計画期間として、さまざまな子育て支援や保育サービスの充実、子どもの教育環境の充実等、施策の展開を図ってきました。

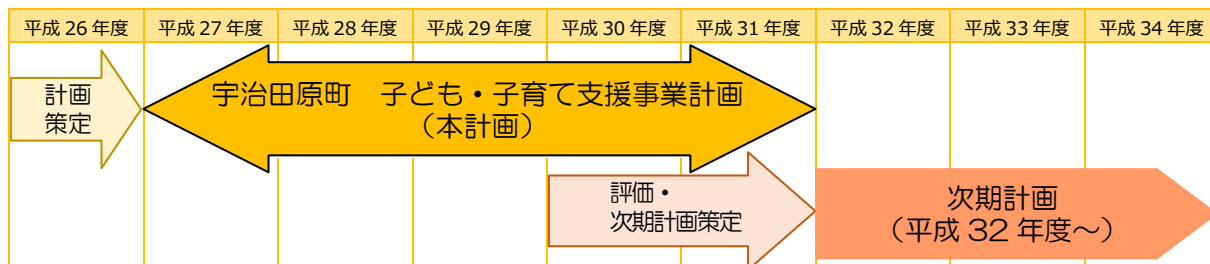
このたび、来年度から始まる新制度に向けた対応を図り、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを地域全体で支援できる環境を整備するために、「宇治田原町子ども・子育て支援事業計画」（以下、計画）を策定し、より一層の子育て環境の向上を推進していくこととなりました。



### 計画の期間と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、次世代育成支援法に基づく「宇治田原町次世代育成支援行動計画」の考え方を継承するものとします。

計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5年間とします。なお、計画期間中であっても、状況の変化等により見直しの必要性が生じた場合は、計画の見直しを行います。



### 計画の基本理念

本計画においては、これまでの「宇治田原町次世代育成支援行動計画」の基本的な考え方を継承し、安心して子どもを産み、喜びをもって子育てができる、住んで良かった、住み続けたい、ふるさと宇治田原を目指して、保健・医療・福祉・教育等、様々な分野が連携したまちづくりをさらに推進します。

また、子育ての意識やニーズをきめ細かに把握した上で、地域全体と家庭との連携や魅力ある保育サービスの充実、子育てと仕事の両立が可能な社会の実現を目指して、本計画では新たな理念を掲げることとしました。

子どもはまちの未来  
みんなで育む うじたわらっ子

## 子ども・子育て支援新制度 平成27年度4月スタート!

新制度においては、幼児期の教育・保育を「個人への給付」として保障することで、幼稚園等での幼児教育や、保育が必要な子どもへの保育を、個人の権利として保障する観点から、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育等の施設等を利用した場合に、共通の仕組みで給付が受けられます。

ただし、公費を確実に教育・保育に要する費用に充てるため、利用者の皆さまへの直接的な給付ではなく、市町村から施設等に支払う仕組み（法定代理受領と言います。）となっています。

### 利用できるサービス

新制度のもとでは、教育・保育の必要性の認定を受けて、認定区分に応じた施設等（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育等）を利用することができます。

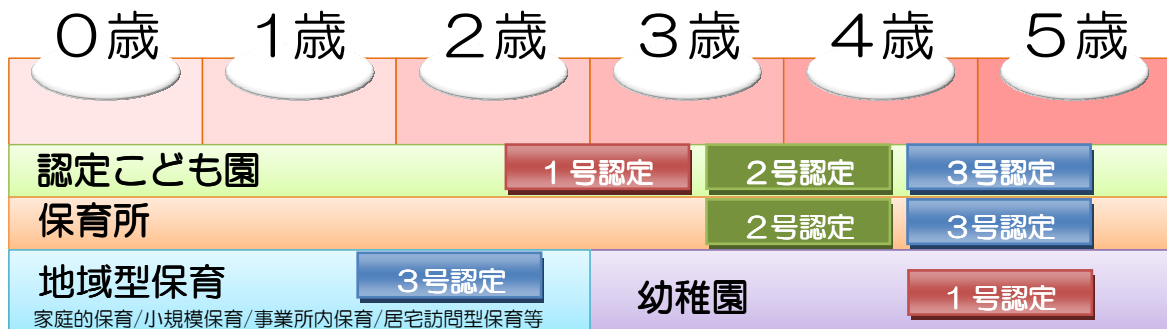
また、認定区分に関わらず、ご家庭のニーズに応じて、様々な地域の子育て支援サービスを利用することができます。

現在、本町において実施していないサービス等については、利用ニーズに対応できるよう、計画に基づき順次整備を進めます。

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）	認定こども園、幼稚園
2号認定	満3歳以上で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども	認定こども園、保育所
3号認定	満3歳未満で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども	認定こども園、保育所、地域型保育（家庭的保育 等）

※現在、町内には「認定こども園」、「地域型保育」の実施設等はありません。

※新制度に移行しない幼稚園については、利用手続きの方法等に変更はありません。



#### ■ 「地域子ども・子育て支援事業」

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 妊婦健診
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 子育て短期支援事業
- 一時預かり事業
- 延長保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 放課後児童健全育成事業
- その他

# 計画の基本的な視点と基本目標・施策の展開

## 基本的な視点



## 基本目標と施策の展開

### 1

#### 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、母子の健康保持・増進への取組や、妊娠・出産からの途切れない支援など、誰もが安心して子育てができるまちづくりを目指します。

1. 母子の健康づくり支援
2. 適切な育児情報の提供・相談体制の充実
3. 食育や思春期保健対策の推進
4. 子育て世帯の経済的負担の軽減
5. 地域における子育て支援サービスの充実

#### 重点施策

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 養育支援訪問事業
- ・ 子育てサービス利用支援事業（利用者支援事業）
- ・ 食育、ふれあい給食開催事業
- ・ 子育て支援医療費支給事業
- ・ 高校生通学費補助金
- ・ 地域子育て支援センター事業 など

### 2

#### 子どもの最善の利益を実現する仕組みづくり

子どもの人権を尊重し、児童虐待の防止に努め、支援が必要な家庭に対して、子どもの最善の利益がもたらせるよう、関係機関の連携など適切な支援体制を築くように努めます。

1. 要保護児童等への支援
2. ひとり親家庭への支援
3. 障がいのある子どもなど、特別な支援が必要な子どもへの支援

#### 重点施策

- ・ スクールカウンセラーによる相談事業
- ・ 児童虐待防止の取り組み
- ・ 要支援家庭への手当や医療費給付
- ・ 障がい児への一貫した支援体制の充実 など

## 3

## 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

子どもたちが心身ともに健やかにたくましく成長するため、多様な体験機会の充実や質の高い教育環境の整備を図ります。

- 1.生きる力を育む教育環境の充実
- 2.子どもの個性と創造力を伸ばす機会の充実
- 3.子どもの居場所づくり

## 重点施策

- ・学力、英語力向上の支援
- ・茶の里っ子を育む学習事業
- ・保育所・幼稚園・小学校・中学校の連携
- ・放課後子ども教室推進事業
- ・放課後児童健全育成事業 など

## 4

## 仕事と子育ての両立を支援する仕組みづくり

ワーク・ライフ・バランスの推進のため、きめ細かな保育サービスの提供や、就労環境の改善へ向けて、企業への啓発・協働や適切な情報提供の仕組みづくりなどを図ります。

- 1.多様な保育サービスの充実
- 2.ワーク・ライフ・バランスの推進
- 3.男女が協力し合う家庭づくり

## 重点施策

- ・時間外保育事業、病児・病後児保育事業、一時預かり事業 など
- ・「働き方の見直し」推進
- ・育児休業制度の定着促進、育児休業取得の意識啓発 など

## 5

## 子どもが安心・安全に過ごせるまちづくり

安心して生活できる環境整備を図り、子どもと子育て家庭を地域の力で支えるための人材育成とコミュニティづくりの支援、地域ぐるみで子育てに参画できる、安全で楽しいまちづくりを目指します。

- 1.安心・安全な生活環境の整備
- 2.子どもの遊び場・子育て家庭の交流の場の整備
- 3.子どもと子育て家庭を応援する地域づくり
- 4.子育てネットワークづくり

## 重点施策

- ・生活環境の安全確保と防犯対策
- ・地域子育て支援センターを核にした子育て支援の充実
- ・世代間交流、中高生ふれあい保育体験
- ・子育てネットワークでの情報共有 など

## 計画事業の量の見込みと提供体制

### 教育・保育提供区域

本計画の推進にあたり、施設整備や地域子ども・子育て支援事業について、個々の事業の需要計画を個別に区域設定して実施することはなじまないことなどから、広域的に圏域を捉え、町全体で1つの教育・保育提供区域として設定します。

### 教育・保育の量の見込み

※平成25年度に実施した「宇治田原町子ども・子育てに関するニーズ調査」の結果を基に算出した推計値となります。

単位：人	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	1号 (3~5歳 教育のみ) 2号(教育 希望)	2号 (3~5歳 保育の必 要あり)	3号 (0~2歳 保育の必 要あり)	1号 (3~5歳 教育のみ) 2号(教育 希望)	2号 (3~5歳 保育の必 要あり)	3号 (0~2歳 保育の必 要あり)	1号 (3~5歳 教育のみ) 2号(教育 希望)	2号 (3~5歳 保育の必 要あり)	3号 (0~2歳 保育の必 要あり)
①量の見込み(必要利用定員数)	81	106	80	81	105	80	79	102	74
②確保の内容 幼稚園、保育園	90	200		90	200		90	200	
② - ①	9	14		9	15		11	24	

単位：人	平成30年度			平成31年度		
	1号 (3~5歳 教育のみ) 2号(教育 希望)	2号 (3~5歳 保育の必 要あり)	3号 (0~2歳 保育の必 要あり)	1号 (3~5歳 教育のみ) 2号(教育 希望)	2号 (3~5歳 保育の必 要あり)	3号 (0~2歳 保育の必 要あり)
①量の見込み(必要利用定員数)	77	98	73	76	98	72
②確保の内容 幼稚園、保育園	90	200		90	200	
② - ①	13	29		14	30	

※「②確保の内容」の「1号」の数値については、町内・町外での利用実績の数値を記載。「2号」、「3号」の数値は保育所の認可定員数。

### ◆ 提供体制、確保策の考え方

教育施設の利用状況は、町内幼稚園（1か所）の定員が150人であり、町外幼稚園においては例年60人前後の利用実績があります。また、保育施設においては、町立保育所（1か所）の定員が200人であることから、27年度以降見込まれる量を十分に満たす状況にあります。

これまで、町内幼稚園に通園する児童に対しては、私立幼稚園奨励費の上乗せ補助や健康診断補助、給食の配食などを町が独自に行っていますが、今後もさらなる利用促進のための取組みを検討し、町内幼稚園と連携した教育の提供体制の充実に努めます。

また、保育所においては、入所希望児童の年齢構成の変動に柔軟に対応できるよう、保育士の確保に努め、あわせて、安心・安全な保育環境の提供や保育内容の充実など、保育の「質」の向上を図ります。



## 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

		平成24年度 (実績)	平成27年度 (見込み)	平成28年度 (見込み)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)
時間外保育事業（延長保育）（人）		2,199（人日）	133	132	125	122	120
放課後児童育成事業（人日）	低学年	120	60	60	66	71	70
	高学年		58	55	53	49	49
子育て短期支援事業（人日）		0	—	—	—	—	—
地域子育て支援拠点事業（人日）		4,955	3,948	3,912	3,648	3,564	3,516
一時預かり事業（人日）	幼稚園の預かり事業（2号利用も含む）	—	604	599	580	560	556
	その他	1,054	439	435	405	397	390
病児・病後児保育事業（人日）		—	712	706	672	653	645
ファミリー・サポート・センター事業（未就学児のみ）（人日）		0	—	—	—	—	—
妊婦健診事業（人）		119	109	107	104	101	99
乳児家庭全戸訪問事業（人）		62	58	56	56	54	53
養育支援訪問事業（人）		101	101	101	101	101	101
子育てサービス利用者支援事業（利用者支援事業）（箇所）		—	1	1	1	1	1

### ◆ 提供体制、確保策の考え方

既存事業における見込み量については、今後も十分提供量を確保できるとみていますが、常時ニーズを反映させて、さらに体制を充実させていきます。

また、現在実施していない「病児・病後児保育事業」については、1日あたり1～2名の受け入れを可能とすることを目標として、「体調不良児対応型※」での実施を想定して、平成28年度には充足できるよう整備を進めます。（※保育所内の専用スペースで、保育所に通う児童が体調不良となった際に保護者が迎えに来るまでの間保育する事業）

さらに新たに設けられた「利用者支援事業」については、現在各担当課において実施している各種子育て支援に係る事業の情報を集約し、適切に提供できるよう様々な事例を検証しながら、「子育てサービス利用支援事業」として、平成27年度中の導入を目指します。

#### <用語解説>

■利用者支援事業・・・身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

■地域子育て支援拠点事業・・・乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

■子育て短期支援事業・・・保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行う事業

■放課後児童健全育成事業・・・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

■病児・病後児保育・・・児童が病中又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行うもの。「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」等

■ファミリー・サポート・センター事業・・・乳幼児や小学生等の児童のいる子育て家庭を対象に、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人との「相互援助活動」に関する連絡・調整を行う事業

# 計画の推進体制

## 1. 計画の推進に向けて

### (1) 推進体制の確立

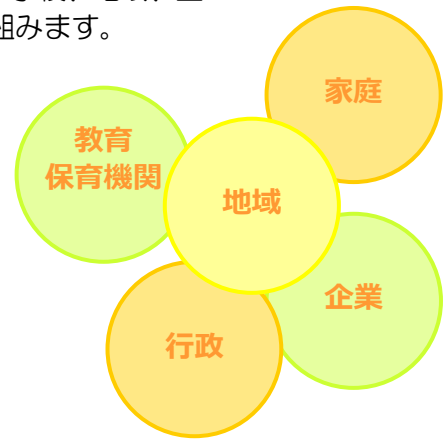
様々な分野での関わりが必要であり、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域、企業、その他関係機関・団体等と行政との連携・協働により取り組みます。

### (2) 情報提供・周知

計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービス等の情報を、広報紙やインターネット、パンフレット等でお知らせするなど周知に努めます。

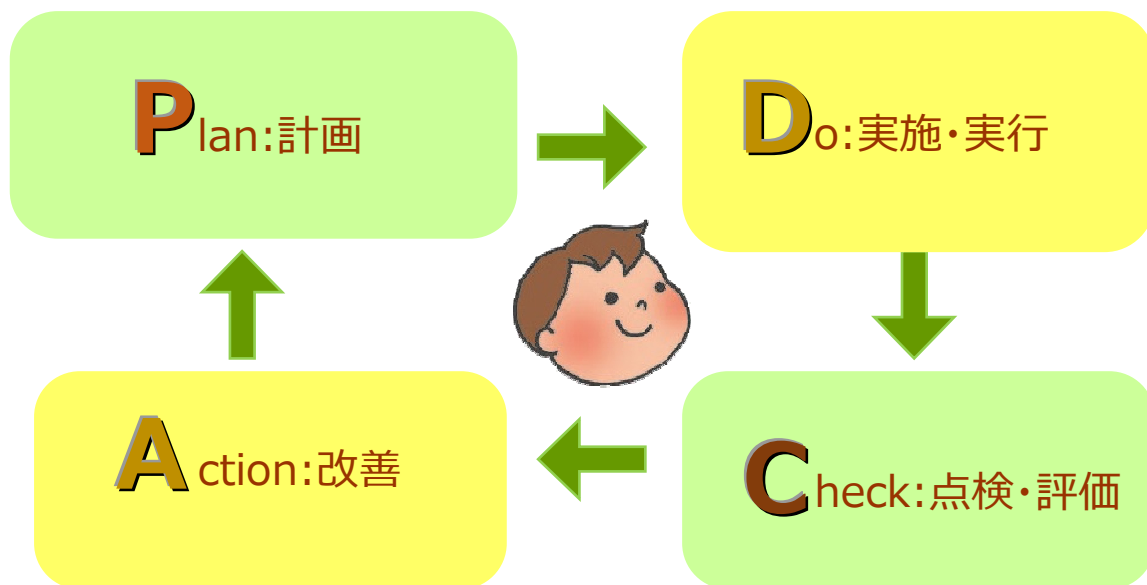
### (3) 周辺市町村や京都府と連携

町の区域を越えて、広域的な供給体制や基盤整備など必要に応じて、周辺市町村や府と連携・調整を図ります。



## 2. 計画の評価

事業の量の見込みや確保方策、事業内容などについて、「子ども・子育て会議」において定期的な進捗管理と評価を行い、PDCAサイクルで計画の進行管理に努めます。



宇治田原町 子ども・子育て支援事業計画

【概要版】

発行年月：平成 27 年 3 月 発行：福祉課

〒610-0289 宇治田原町大字荒木小字西出 10

Tel : 0774-88-6635 Fax : 074-88-3231